

多摩市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート 集計結果

実施期間： 令和5年4月7日（金）～令和5年5月10日（水）

送付・回答状況

送付事業者数	回答件数	回収率
73	34	46.6%
前年【68】	前年【40】	前年【58.8%】

回答件数内訳 工事13 委託19 指定管理2

※設問によって複数回答や未回答があるため、回答件数と一致しない。

以下の自由意見は、基本的にそのままの文章で掲載をしております。

（委）委託受託事業者、（工）工事事業者、（指）指定管理事業者

アンケートのまとめ（分析結果）

（主な肯定的意見）

① （工）週休2日の確保

施工時期の平準化による繁忙期と閑散期の差が少なくなった。

適正な労務費を支払うことで生活が安定した。

② （委）労働環境の整備が進み業務従事者の定着が促進され生活面に於いてもそれぞれ健全な社会生活を営める状況は大きな成果であった。

③ （工）賃金が安定し、無理な工期設定がなくなったことで休日の取得が可能になった。そのことで、モチベーション向上による質の向上につながった。

④ （委）現時点では成果わからないが、継続することで結果がでてくると思う。

⑤ （指）東京都の最低賃金よりも高いため、求人の募集は集まりやすく、能力の高い方を選定して採用することができる。

⑥ （工）適正な労働条件の確保、労働者の生活の安定は公契約条例対象案件になる前から事業者が取り組んでいた内容である。しかし今後、社会情勢の変動により、労働条件の大幅な悪化等が発生した場合に、成果として発揮されるのではないかと考える。

（主なその他の意見）

① （委）委託金額の人件費総額が低く、生活の安定には結びつかない。

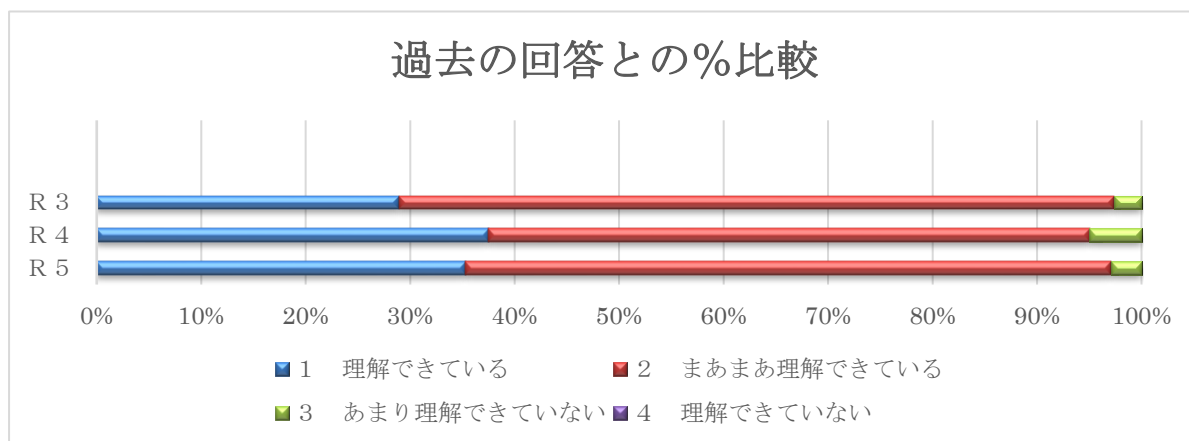
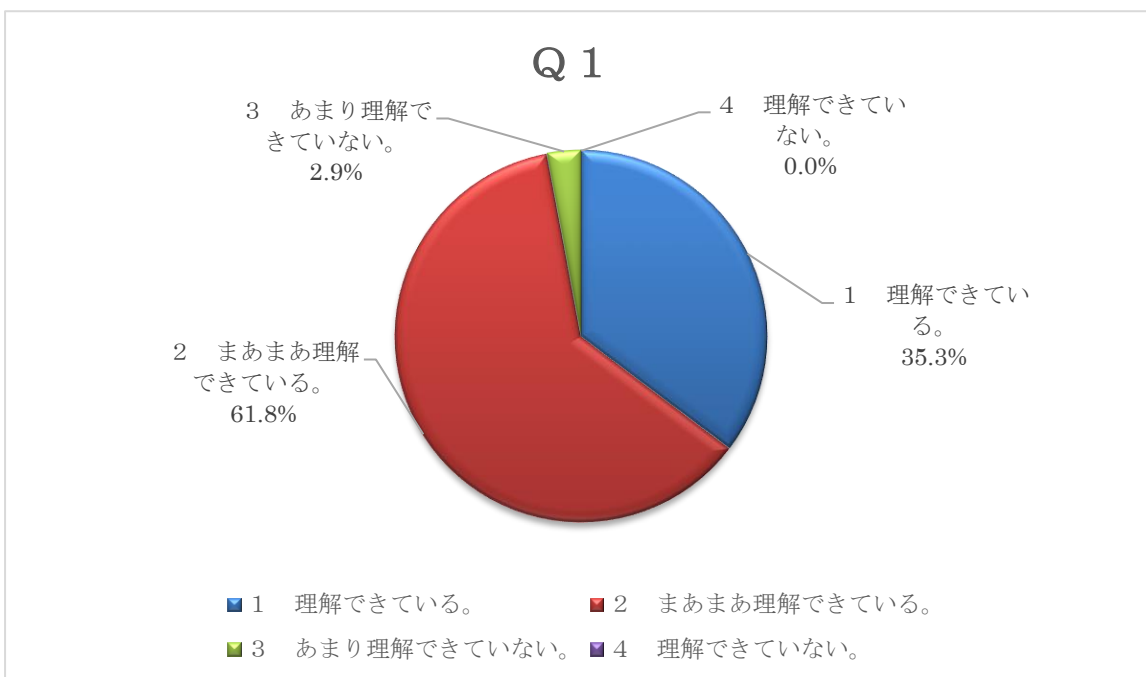
② （委）労働条件とは企業努力であり公契約条例と結びつけることはないです。

③ （委）多摩市の経済規模に対する公契約条例対象案件の事業規模の割合が5%以上くらいあれば地域経済・地域社会の活性化につながったと言えるのではないのでしょうか？

④ （工）当社協力業者は多摩市外の労働者の方が多いので活性化につながったとは感じておりません。

Q 1 公契約条例が制定され、11 年が経過しましたが、公契約条例の制度についてどれくらい理解できていると自己評価されますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 理解できている。	12	15	11
2 まあまあ理解できている。	21	23	26
3 あまり理解できていない。	1	2	1
4 理解できていない。	0	0	0



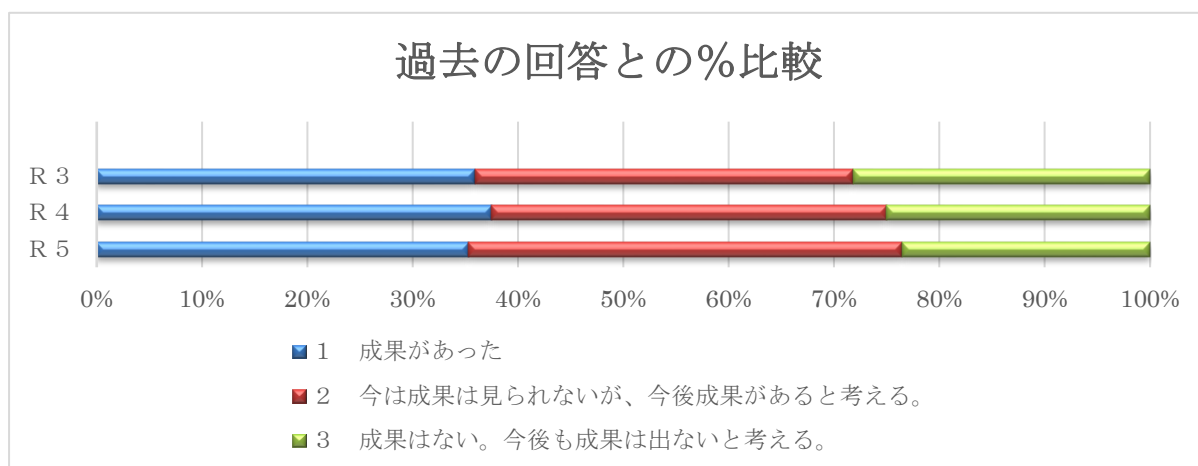
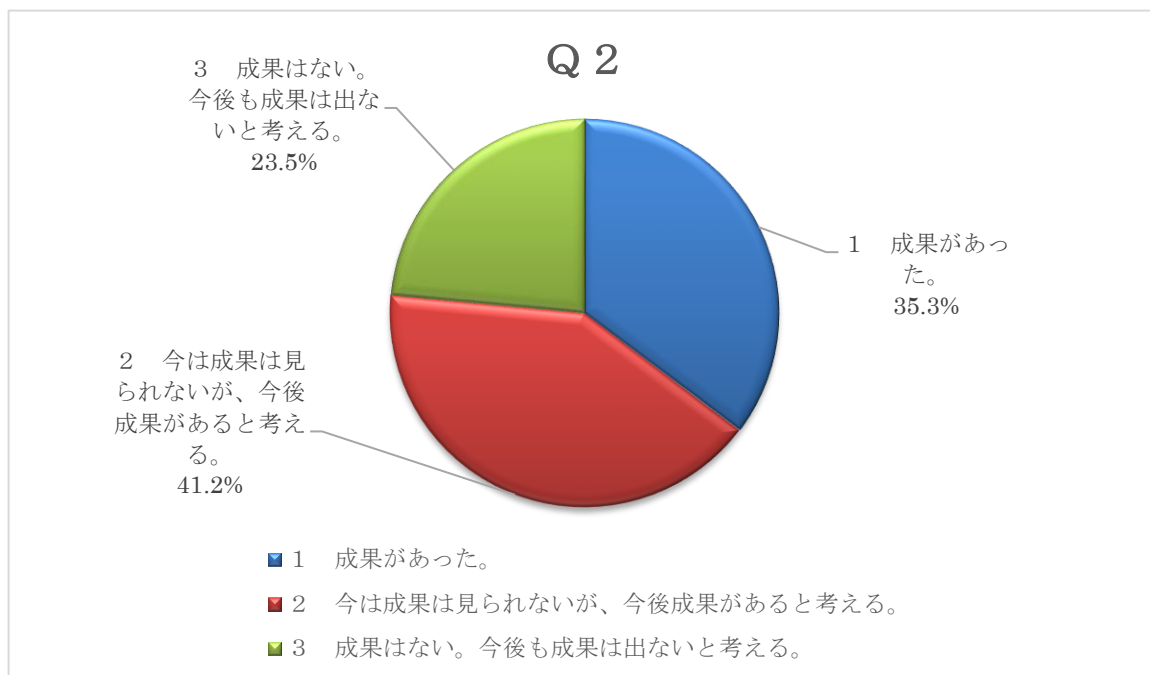
<自由意見>

3 あまり理解できていない。

①（委）特にありません。

Q 2 事業が公契約条例対象案件となったことで、業務に従事する者の適正な労働条件の確保が進み、労働者の生活の安定に結びつく成果がありましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 成果があった。	12	15	14
2 今は成果は見られないが、今後成果があると考ええる。	14	15	14
3 成果はない。今後も成果は出ないと考ええる。	8	10	11



<自由意見>

1 成果があった。

- ①(委) 業務従事者の労務単価を意識し適正な賃金等の見直しを行えば成果につながると思う。
- ②(委) 臨時職員も含め不要な長時間勤務がない。
- ③(委) 現在、就職氷河期世代が該当しており生活の安定に繋がっている。
- ④(委) 労働者の生活の安定に結びつく成果がありました。
- ⑤(委) 成果があったと回答しましたが、賃金・労働時間の確保は以前より実施しておりました。
- ⑥(委) 適正な労働環境のもとで担当業務を行い、計画的に労働時間を確保でき業務効率にもつながる。
- ⑦(工) 週休2日の確保
施工時期の平準化による繁忙期と閑散期の差が少なくなった。
適正な労務費を支払うことで生活が安定した。
- ⑧(委) 労働環境の整備が進み業務従事者の定着が促進され生活面に於いてもそれぞれ健全な社会生活を営める状況は大きな成果であった。
- ⑨(委) 適正な労働条件を確保している

2 今は成果は見られないが、今後成果があると考える。

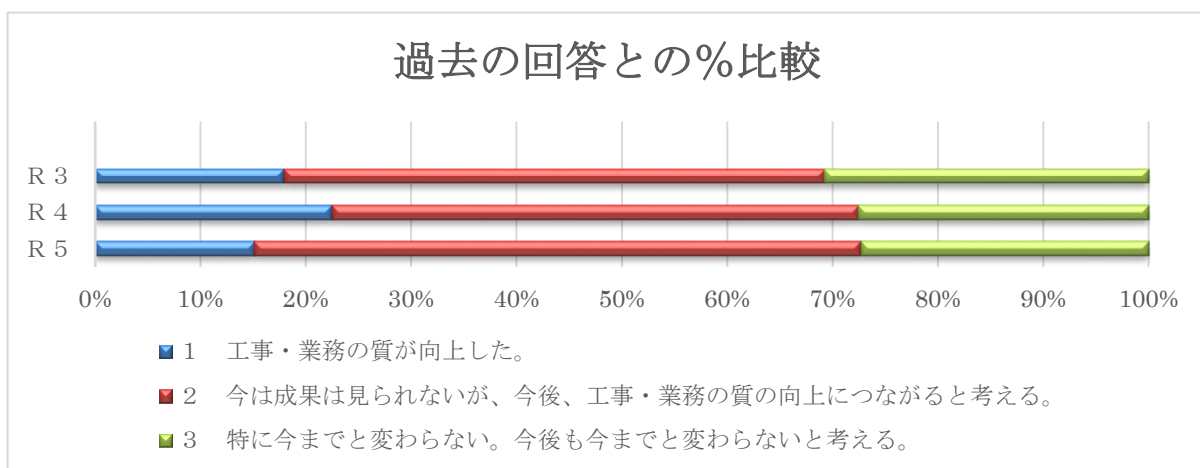
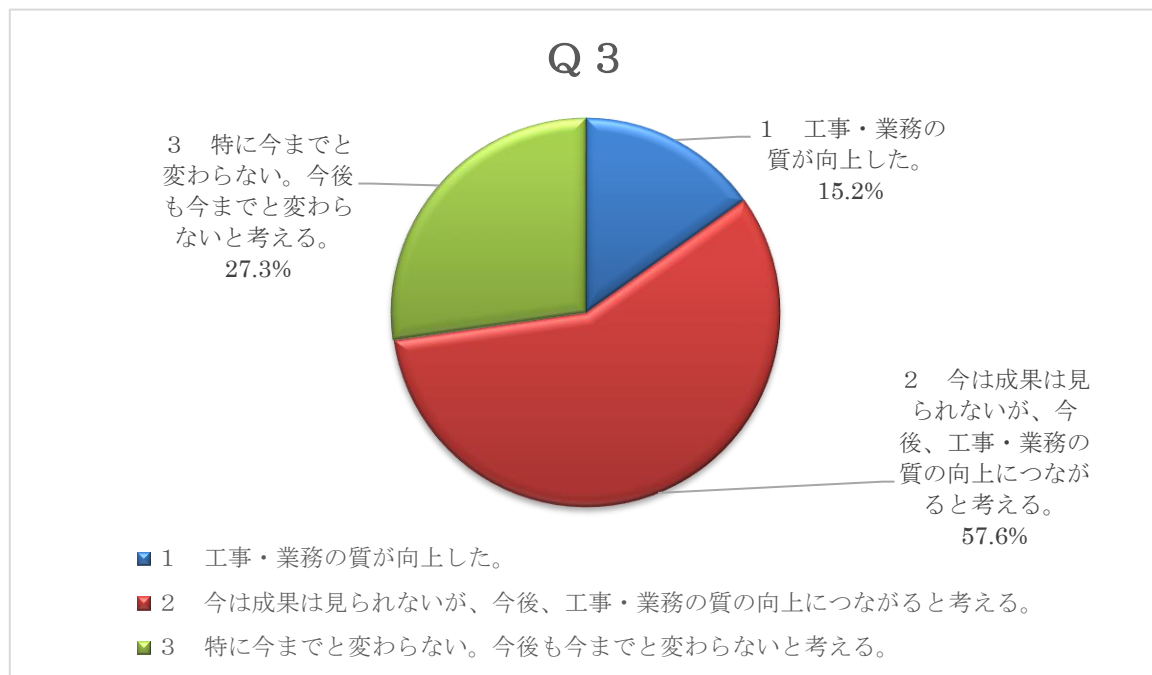
- ①(工) 安定のための指標になるので、従事者の労働条件の確保のためにも必要だと思います。
- ②(委) 積算単価をもう少し見直して頂ければと思います。
- ③(委) 今後成果があると考える
- ④(委) 生活の安定については聞くことはできません。
- ⑤(委) 労務単価が変更になる毎に賃金の見直しは行っている。労働者の生活安定につながるかというのはわからない。
- ⑥(指) 東京都の最低賃金よりも高いため、労働者の生活の安定につながると考える。
- ⑦(工) 適正な労働条件の確保、労働者の生活の安定は公契約条例対象案件になる前から事業者が取り組んでいた内容である。しかし今後、社会情勢の変動により、労働条件の大幅な悪化等が発生した場合に、成果として発揮されるのではないかと考える。
- ⑧(工) 一定の水準で給与を保証することは労働者の生活の安定につながると考えるが、直接的な成果は感じていない。

3 成果はない。今後も成果は出ないと考える。

- ①(工) 公契約＝労働者の生活安定という図式が謎です。
- ②(工) 業種別最低賃金を確認出来るため自社の確認は把握出来るが、下請け業者（二次以下）の把握はできず安定の判断は厳しい。
- ③(工) 多摩市さんが設定する最低賃金と弊社が締結する下請契約とは金額の差異がかなりございます。（かなり上回った金額となっております）
- ④(委) 委託金額の人件費総額が低く、生活の安定には結びつかない。
- ⑤(委) 公契約条例の労働条件より良い条件で運営している為。
- ⑥(委) 変わらないため。
- ⑦(工) 以前より当社協力業者には適正な労働条件を確保しているので成果があったとは考えにくいです。
- ⑧(委) 労働条件とは企業努力であり公契約条例と結びつけることは不会です。

Q 3 事業が公契約条例対象案件となったことで、工事・業務の質の向上につながりましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 工事・業務の質が向上した。	5	9	7
2 今は成果は見られないが、今後、工事・業務の質の向上につながると考える。	19	20	20
3 特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える。	9	11	12



<自由意見>

1 工事・業務の質が向上した。

- ①(委) 賃金上昇要件とモチベーションは基本的に比例するから。
- ②(委) 引き続き業務の向上を目指し安心・確実・迅速・親切・丁寧をモットーに業務を遂行してまいります。

- ③(工) 賃金が安定し、無理な工期設定がなくなったことで休日の取得が可能になった。そのことで、モチベーション向上による質の向上につながった。
- ④(委) 当該業務に従事する者の適正な労働条件が確保されたことにより業務の技能が進み、高品質な公共サービスを提供できる基盤が出来た。
- ⑤(委) 適正な労働条件が確保できたことにより、従業員が安心して業務に従事することができている。

2 今は成果は見られないが、今後、工事・業務の質の向上につながると考える。

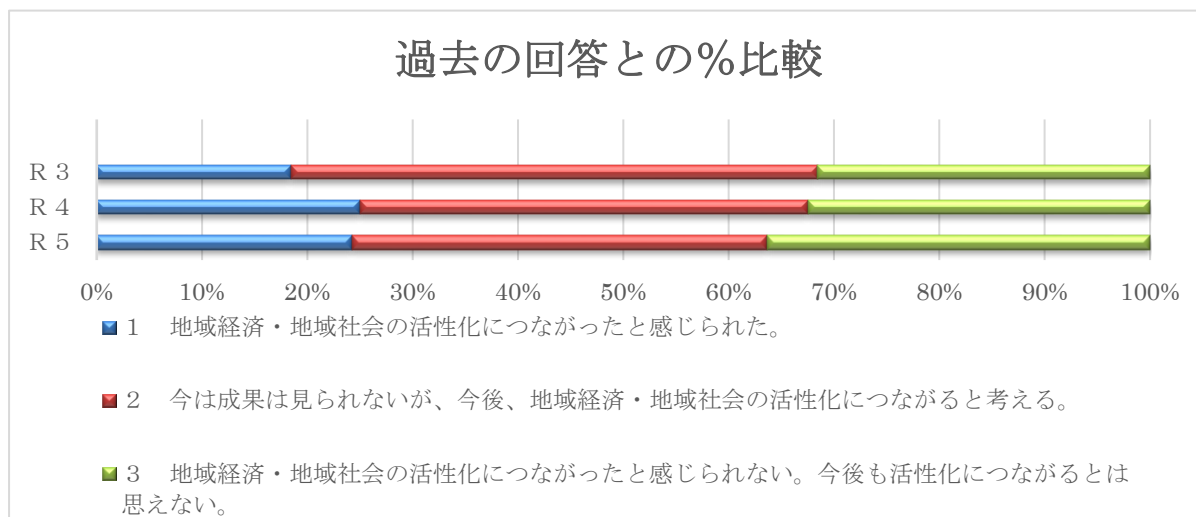
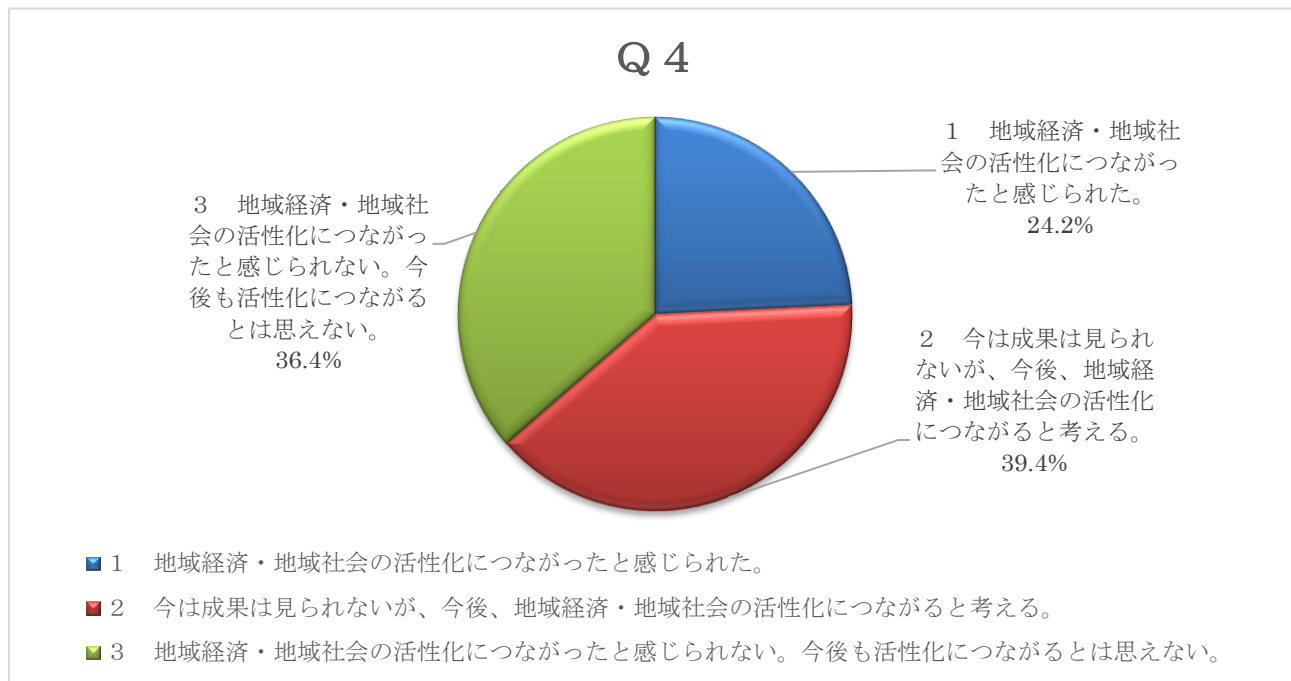
- ①(委) 現時点では成果わからないが、継続することで結果がでてくると思う。
- ②(工) 業務の質の向上に関しても今後に期待したいと思います。
- ③(委) 業務の質の向上は常に話し合っている。
- ④(委) 今後、工事・業務の質の向上につながると考えられる。
- ⑤(委) 変わっていないが希望を持ちたい。
- ⑥(委) 公契約条例の最低賃金を担保できることで、従業員のモチベーションアップにつながるようにできればと考える。
- ⑦(指) 東京都の最低賃金よりも高いため、求人の募集は集まりやすく、能力の高い方を選定して採用することができる。
- ⑧(工) 適正な労働条件の確保、労働者の生活の安定は公契約条例対象案件になる前から事業者が取り組んでいた内容である。しかし今後、社会情勢の変動により、労働条件の大幅な悪化等が発生した場合に、成果として発揮されるのではないかと考える。
- ⑨(工) 適正な賃金を支払っている業者を使うことは、工事の質の向上につながると言えるが、当社では予め一定の品質を担保できる業者を利用しているため直接的には関与していないと考える。

3 特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える。

- ①(工) 公契約をすすめることで、質の向上になった具体例を知りたい。
- ②(委) 案件になったとはいえ、成果の品質、作業内容も変わっておりません。
- ③(工) 自社の関わる工事では質の向上は取り組んでおり特に今までと変わりはない。公契約条例案件が質の向上に直結するとは思っておりません。
- ④(工) Q2 の回答と重複の理由です。公契約条例にて弊社と下請契約を取り交わしている業者にはあまり影響がみられないため。
- ⑤(委) 公契約条例の労働条件より良い条件で運営している為。
- ⑥(委) 変わらないため。
- ⑦(工) 当社が携わる全ての工事で、ISO 及び社内基準に則り高品質な施工の提供・企業努力をしておりますので、公契約条例案件が品質向上につながっているとは考えておりません。
- ⑧(委) 業務の質を向上させることは企業努力であり公契約条例とは関係ありません。

Q 4 公契約条例対象案件の事業を進めていく中で、公契約条例が施行されたことで地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられた。	8	10	7
2 今は成果は見られないが、今後、地域経済・地域社会の活性化につながると考える。	13	17	19
3 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられない。今後も活性化につながるとは思えない。	12	13	12



＜自由意見＞

1 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられた。

- ①(委) 関連性はあると思われます。
- ②(委) 地域社会の活性化につながったと感じられた
- ③(工) 他社さんで効果があるようでしたら活性化に繋がっているのではないのでしょうか。
- ④(工) 休日の工事が減ることで、環境が向上し地域経済・地域社会の活性化につながった
- ⑤(委) 市民生活に関わる業務を通じて、地域社会の為に貢献することを重要性和認識し、会社は感動の公共サービスをコンセプトとし、業務の向上を地域住民の快適な暮らしに役立つよう安全で心のこもった品質の高いサービスを目指している。

2 今は成果は見られないが、今後、地域経済・地域社会の活性化につながると考える。

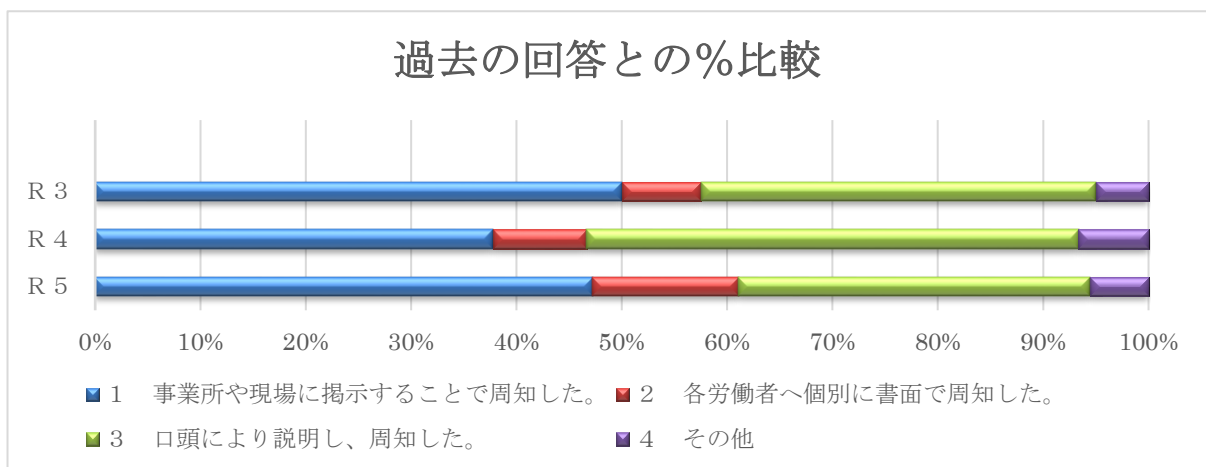
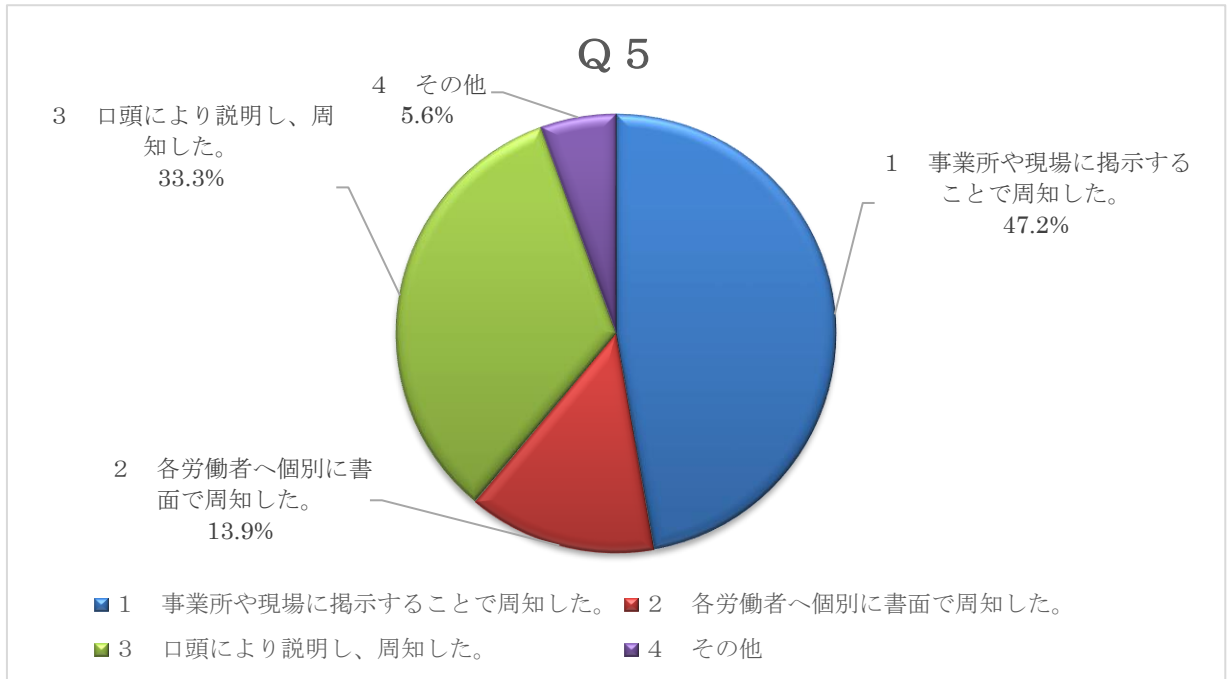
- ①(工) 持続して継続的に施工されれば、地域経済の活性化につながると思います。
- ②(委) 地域との連携は大切な役割の一つだと感じている。
- ③(委) 作業自体が年齢に関係なく同じ作業を行うのであれば高齢であっても同じ賃金で当たり前だと思う。
- ④(委) 担当業務は地域貢献が行えると思われる。
- ⑥(委) 庁舎の維持管理業務に従事する者には、市内にお住まいの方を採用するよう努めています。市内の仕事ですので、市内の方々と完結するのが理想だと考え行っています。
- ⑦(委) 利用者が当業務を安心して利用しているように見受けられる。
引き続き地域住民が安心して利用できるよう取り組んでいきたい。
- ⑧(指) 多摩市内での雇用が活性することを期待する。
- ⑨(工) 適正な労働条件の確保、労働者の生活の安定は公契約条例対象案件になる前から事業者が取り組んでいた内容である。しかし今後、社会情勢の変動により、労働条件の大幅な悪化等が発生した場合に、成果として発揮されるのではないかと考える。

3 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられない。今後も活性化につながるとは思えない。

- ①(委) 少子高齢化がすすむ中で、公契約制度だけで地域経済の活性化を目指すのは困難になってくるのではないかと懸念する。
- ②(工) 公契約が地域の活性につながったという具体例を挙げて欲しい。
- ③(委) 弊社該当案件が地域経済の活性につながったかどうかは判断できません。
- ④(工) 公共事業の適正な金額で契約でき工事も一定の発注数が見込まれれば年間通して適正な利益が生まれ従業員への還元ができ地域活性化にもつながると考えます。
- ⑤(委) 目に見えた成果を感じる事ができない。
- ⑥(委) 多摩市の経済規模に対する公契約条例対象案件の事業規模の割合が5%以上くらいあれば地域経済・地域社会の活性化につながったと言えるのではないのでしょうか？
- ⑦(委) 変わらないため。
- ⑧(工) 当社協力業者は多摩市外の労働者の方が多いので活性化につながったとは感じておりません。
- ⑨(委) 全て公契約条例に結び付ける意味が不明です。
地域経済にしろ、地域社会の活性化は自治体の努力であると思います。
- ⑩(工) 賃金の保証と地域経済・社会の活性化にあまり関係性を感じられない。

Q 5 公契約条例が適用される労働者等の範囲や労務報酬下限額など、労働者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 事業所や現場に掲示することで周知した。	17	17	20
2 各労働者へ個別に書面で周知した。	5	4	3
3 口頭により説明し、周知した。	12	21	15
4 その他	2	3	2

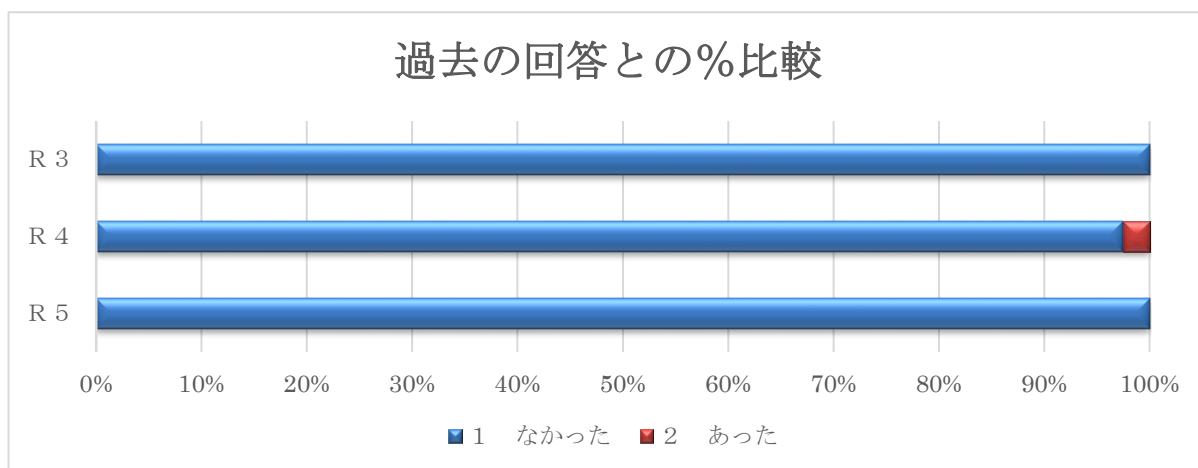
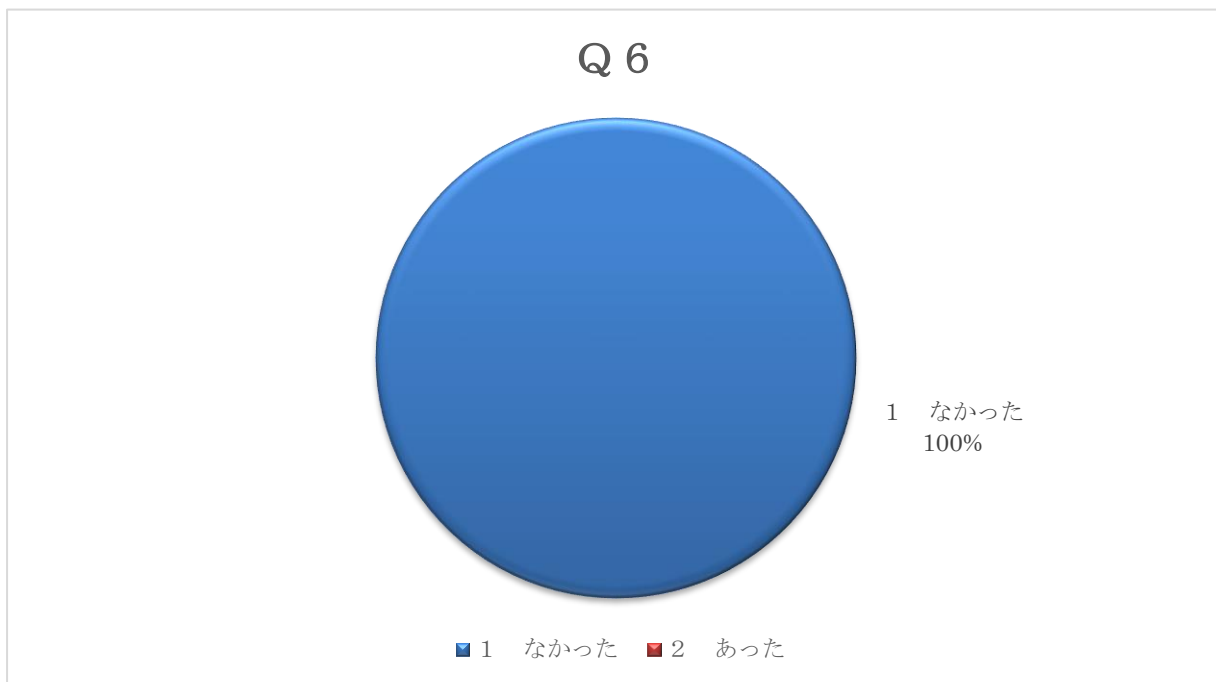


①(委) 年度末に翌年度の契約をするための面談をしている。その中で説明をした。

②(委) 雇用契約書の中に含んでいる。また、契約更新時に説明をしている。

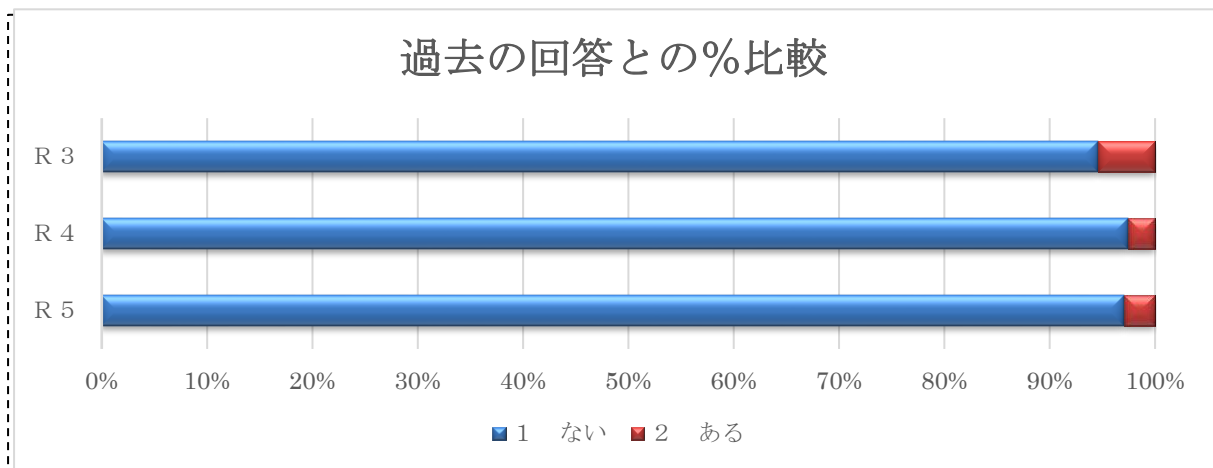
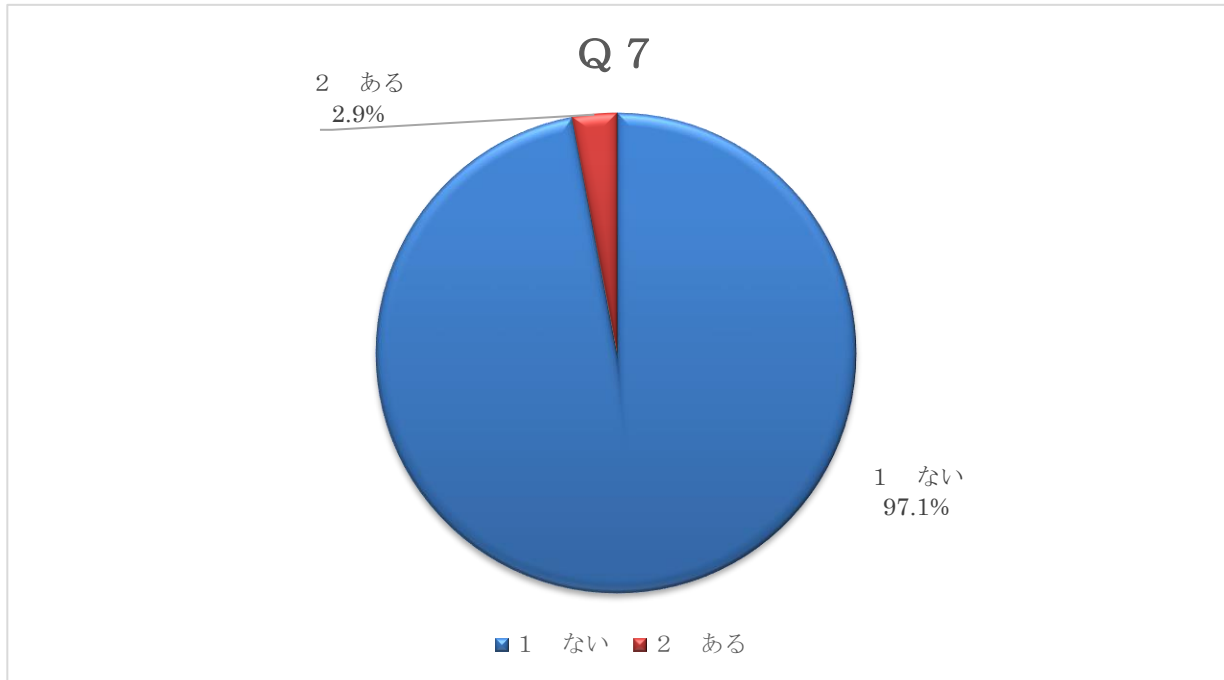
Q 6 労働者等から、公契約条例に関すること（賃金・労働者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 なかった	33	39	38
2 あった	0	1	0



Q 7 公契約労務台帳を作成し提出するにあたって、台帳の様式など、見直しが必要と考える所はありますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 ない	33	38	35
2 ある	1	1	2



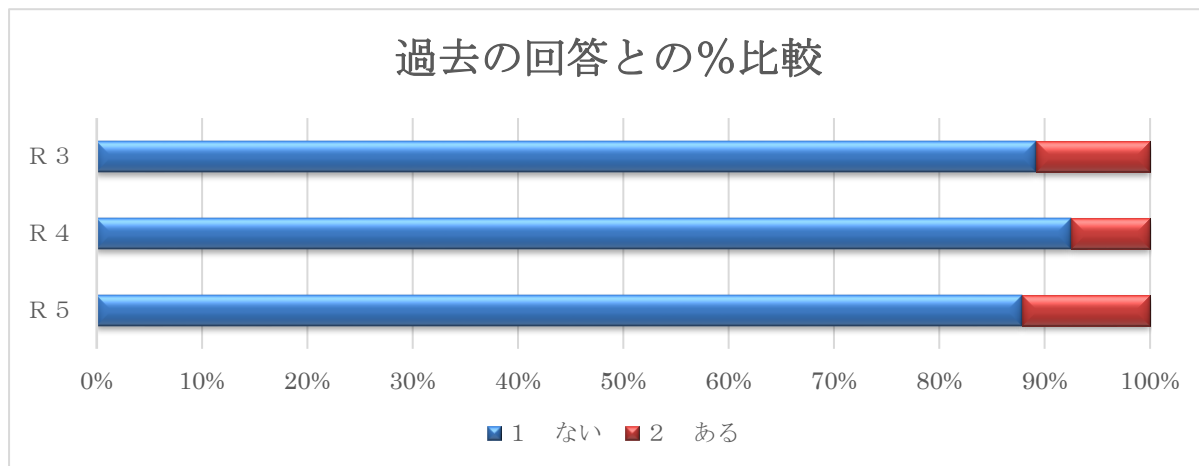
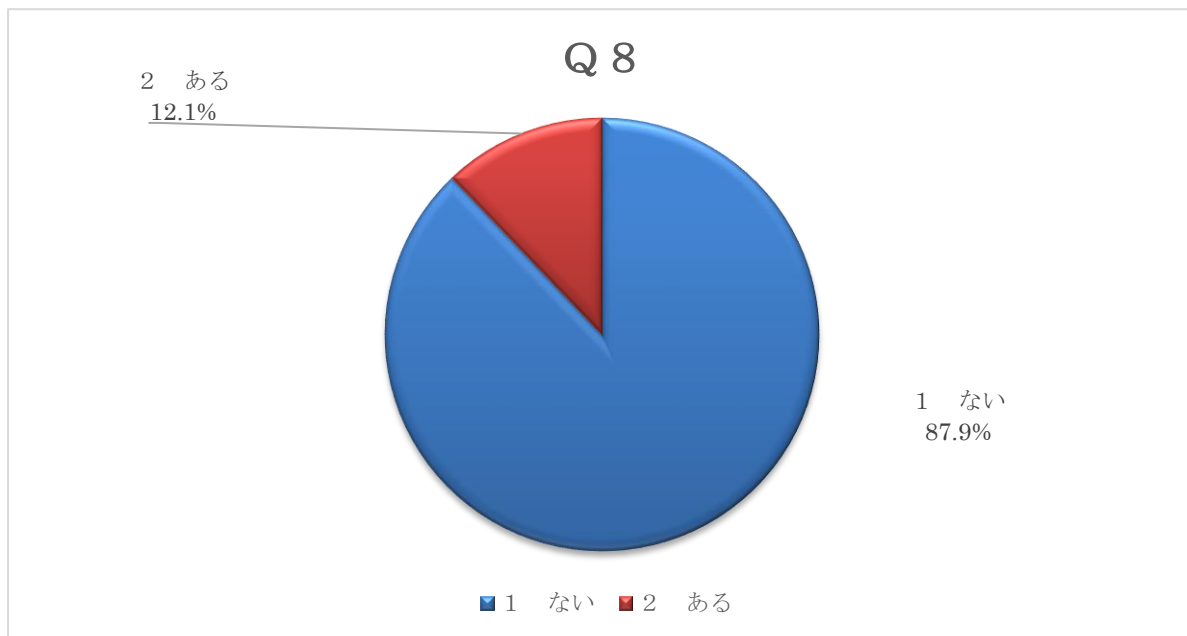
<自由意見>

- ①(委) ダウンロードのページがわかりづらい。
- ②(指) ・ 契約件名の枠に収まらない。
- ・ 指定管理者は協定書での締結のため契約番号がない。

Q 8 労務報酬下限額の設定金額や設定の考え方に関して、課題と考える点はありますか。

※労務報酬下限額設定の考え方：工事では公共工事設計労務単価の90%以上、委託・指定管理では生活保護水準や最低賃金を見据えた額（令和3年度は下限額1,046円以上）

項目	回答数	前回	前々回
1 ない	29	37	33
2 ある	4	3	4



<自由意見>

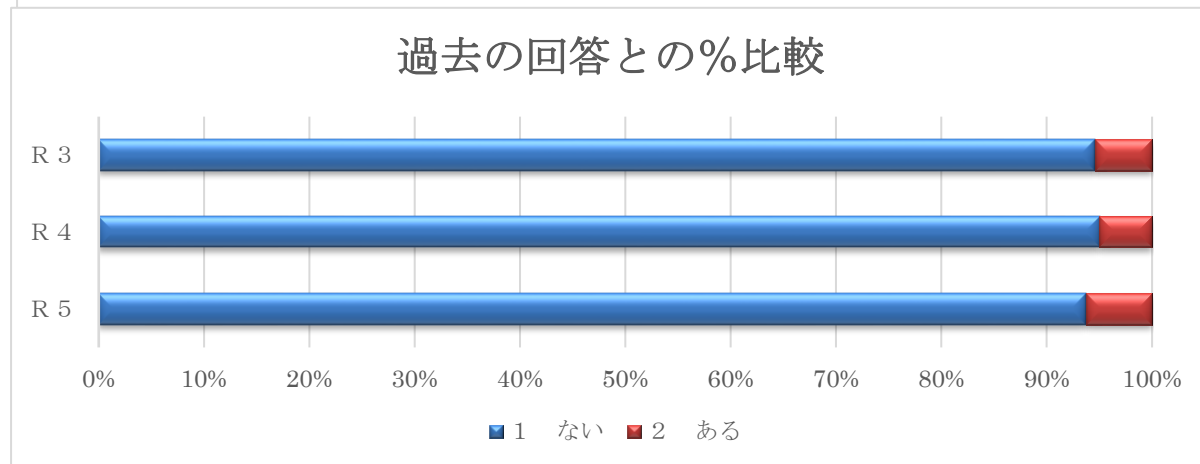
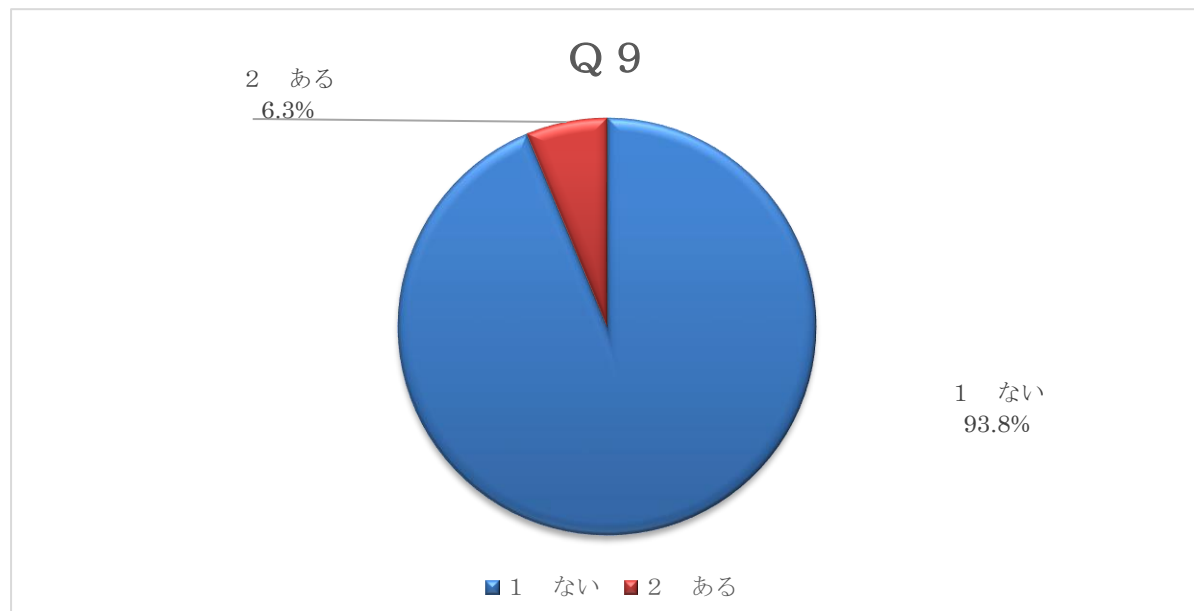
2 ある

- ①(委) 最低賃金制度で十分。運用にあたって役所でする事があるとすれば、きちんと運用されているかの確認・指導の強化。
- ②(委) 工事と委託で差がありすぎる。
- ③(委) 委託業務についても労務単価や機械損料及び燃料費が必要な案件がある為各主管課でも認識するべきだと思います。

- ①(委) 現在検討中です。

Q 9 公契約条例対象事業の業務に取り組むにあたって、困っていることやわからないこと等がありますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 ない	30	38	35
2 ある	2	2	2



<自由意見>

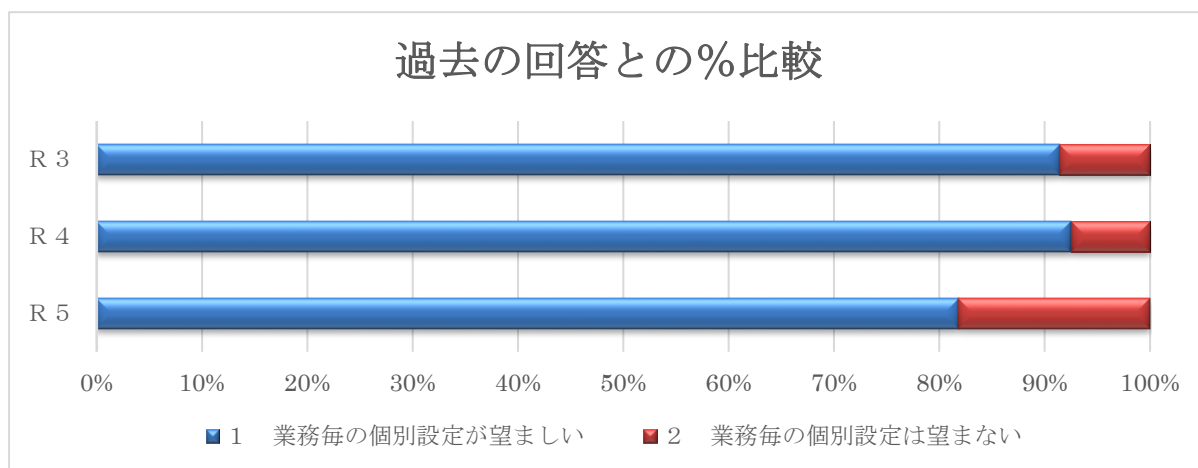
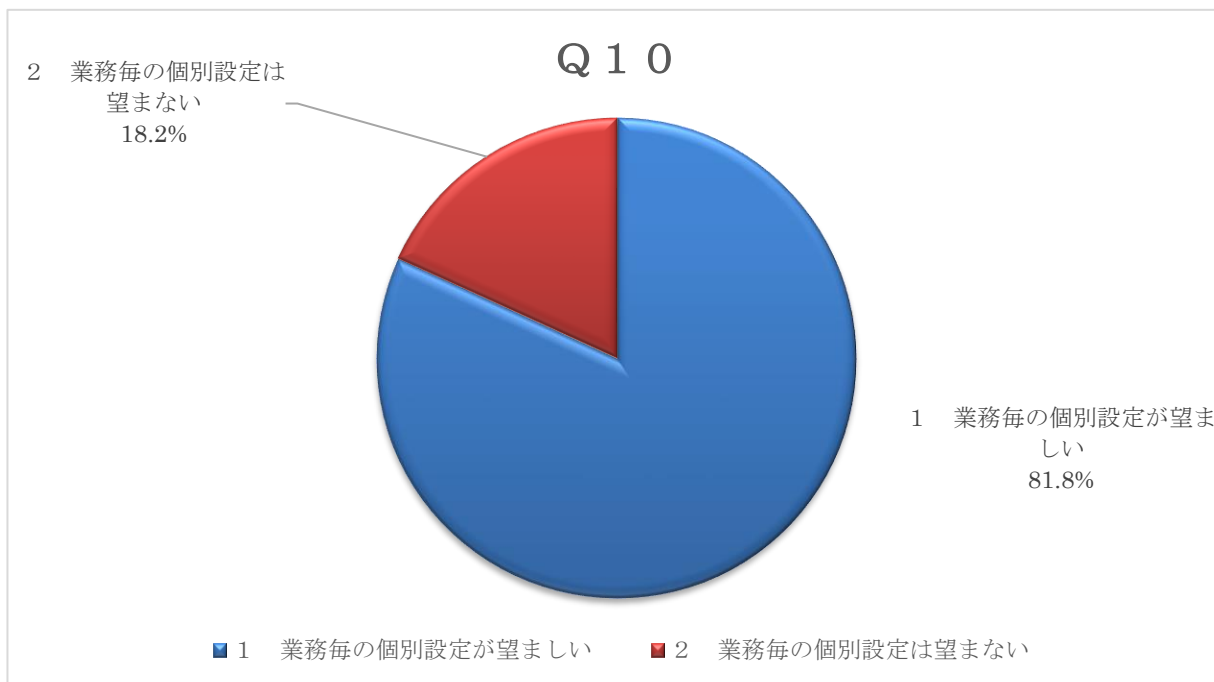
2 ある

- ①(工) とにかく手間だらけ。
- ②(指) 多摩市での事例ではないが、同じような業務内容であっても、市からの受託であるかないかで時給が変わってしまうことで、社内でハレーションが起きてしまうことがある。予算等の都合上、市からの受託以外の業務に対してすべて時給を上げることは難しい。また、市の業務に携わった時間分だけ給与システムで時給を変更する手間が発生し、計算や確認が大変である。労務台帳へ記載する計算も手間がかかる。

- ①(委) 現在見直し中ですので、また相談できる機会があればよろしくお願い致します。

Q 1 0 現在、労働者のうち60歳以上の方を公契約条例の適用労働者の対象外としています。しかし、業種によっては、労働報酬下限額の適用対象を広げた方が市・事業者・労働者にとって望ましい業務もあるのではないかと考えています。皆様の業務で60歳以上の方も公契約条例の適用労働者と設定することが望ましいと考えますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 業務毎の個別設定が望ましい	27	37	32
2 業務毎の個別設定は望まない	6	3	3



<自由意見>

2 業務毎の個別設定は望まない

- ①(委) 年金受給等に伴う退職要望や勤務時間の減、或いは勤務日数の減等、労働者要求が頻繁に生じ対応に苦慮している現状を踏まえると適用は望ましくありません。よって現時点では若年層と就職氷河期世代が該当している現在の適用基準で充分と考えます。
- ②(委) 60 歳になる前より弊社に就労していた者は、引き続き記帳を行っているので手間ではありません。今後新たに 60 歳以上の者が入社した場合、記帳の手間が増えるので望ましくない。
- ③(委) 当社では 60 歳以上の採用者も数名在籍していますが、運転業務や重量物を搬送することもあり、業務毎の個別設定がない場合、採用時に問題が発生すると思われるため。
- ④(委) 熟練労働者の下限額が高すぎて、再雇用者を使用できないため。
- ⑤(指) 指定管理業務は業務の幅が幅広く、専門的な経験や知識が必要なものもあれば、その場にいないといけないため多くの時間は座っているだけの比較的楽な仕事である場合もある。
業務内容によっては 60 歳以上の方をお願いする業務内容に対して、時給が高すぎてしまう可能性がある。

Q 1 1 その他、多摩市公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

- ①(委) 公契約条例の対象年齢を 60 歳以上にも適用してほしい。現状に合わないし、政府の政策にも反している。公的年金支払い年齢の引き上げもある。
同じ仕事を同じレベルで行っているのに、年齢で時給が下がってしまうのは納得しがたい。
- ②(委) 工事について、地元本店業者だけでなく、市内支店業者も公募入札参加できるような発注体制をお願いできればと思います。
- ③(工) 他社が公契約をどう反映させ、どのように良い影響が出ているか知れるように HP 上に情報としてあげてほしい。
個々の業者が粛々と手順を踏んでいるだけで、自分たちがしていることが多摩市にどのように反映されているのか全く見えません。
- ④(工) 労務報酬下限を設定するのであれば受注金額の下限額（最低制限）を 90%以上で設定するのが労務報酬の適正につながると思います。
- ⑤(委) 若い人材はすぐに辞めていく。主流は 40～60 代が現状です。60 歳以上の方も公契約条例に入れたほうが良いと思っています。若い人よりよく作業をしたいと思います。
定年退職後に働きたい方が増えているので、対象に考えてほしいです。
- ⑥(委) 企業努力で労働者への条件確保を行っているので公契約条例はあまり意味がないと考えます。
- ⑦(委) 公契約の業務の重要事項の答申条例施行状況の検証は審議会では有識者会議及び現場従事者で審議されているのでその成果を大いに期待したい。